

米国政府による国際刑事裁判所（ICC）所長などへの制裁に抗議し、
法の支配に基づく国際秩序と我が国出身の ICC 関係者を守ることを
求める意見書

米国トランプ政権は、2026 年 8 月 18 日、国際刑事裁判所（ICC）の所長である赤根智子氏と、ICC 検察局の上級法廷弁護士アブドゥライ・セイ氏（セネガル出身）を制裁対象に指定した。これにより、両氏は米国内の資産が凍結され、米国企業・金融機関との取引が遮断されるなどの措置を受けることとなった。

この制裁は、ICC が 2024 年 11 月にイスラエルのネタニヤフ首相らに対し逮捕状を発行したことへの報復として行われたものであり、国際刑事司法の独立性・公正性を政治的圧力により毀損するもので、法の支配に基づく国際秩序を根底から揺るがす行為である。

「正義は常にこれと対極にあるものに優越しなければならない」という信念を貫く赤根所長は、我が国が世界に誇る法曹人である。この初の日本人所長が、米国から制裁を受けた事態は、我が国として看過できるものではない。

日本政府には国際社会と歩調を合わせた毅然とした外交対応を求めるものである。

記

1. 米国政府に対し、ICC 赤根智子所長らに対する制裁措置の即時撤回と、ICC への政治的圧力の中止を強く求めること。
2. 制裁の対象となった赤根所長をはじめとする ICC 関係者のうち、我が国出身の者について、その安全と人権を守り、必要な支援を行うこと。
3. 国際刑事裁判所の独立性・公正性を尊重し、我が国として ICC への分担金拠出を含む支援を継続すること。
4. 法の支配に基づく国際秩序の維持に向け、フランスをはじめとする諸外国や国際社会と連携し、毅然とした外交を展開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 11 日

埼玉県比企郡鳩山町議会

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
法務大臣	平口	洋	様